

条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について

1 前回までの検討状況について

審議会	年度	条例追加対象	延べ事務数
第5回	H18	対象:「条例・規則により住民票添付が義務付けられている事務」に限定	4事務
第6回	H19	対象:「県が本人確認情報を必要とする事務(利用件数が年間10件以上)」とする	16事務
第7回	H20	対象:「県が本人確認情報を必要とする事務(利用件数の限定なし)」とする	40事務
第8回	H21	(条例に追加した事務なし)	同上
第9回	H22	対象:「死亡確認のため利用される戸籍謄本等の代替利用」へ拡大する	45事務
第10回	H24	3事務を対象事務に追加	48事務
第11回	H25	8事務を対象事務に追加	56事務

2 今回の検討状況

(1) 本人確認情報を利用できる事務の調査・検討

これまでの審議会での検討状況を踏まえ、庁内すべての課に対し、本人確認情報を利用できる事務の有無を調査し、対象事務として条例に追加可能か検討を実施

対象事務の抽出要件

- ①住民票の写しの添付を求めている事務【⇒県民の利便性向上】
- ②市町に対して住民票の写し等の公用請求をしている事務【⇒行政事務の効率化】
- ③戸籍謄本の添付を求めている事務(本人確認情報及び異動情報(死亡等)の確認で足りるもの)【⇒県民の利便性向上】

(2) 抽出された検討対象事務の概要

事務の名称	事務の内容	事務執行課所
父子福祉資金の貸付に係る債権の管理に関する事務	滞納金の徴収等に係る公用請求(生死確認、現住所の確認等)	こども未来課

(3) 当該事務における本人確認情報利用の必要性

- 平成26年10月の母子及び寡婦福祉法改正（改正後：母子及び父子並びに寡婦福祉法）により、父子福祉資金の貸付けが新たに創設され、父子家庭が貸付対象となった。
- 母子及び寡婦福祉資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務については、既に本人確認情報の独自利用事務として住基ネットを利用しており、利用件数は年間40～70件となっている。
- 父子福祉資金についても、今後貸付けに係る債権の管理に関する事務が発生すると考えられるため、母子及び寡婦福祉資金と同様に住基ネットを活用するもの。
【抽出要件②に該当】

(4) コスト削減効果及びセキュリティについての検討

- **本人確認情報の利用によりコスト削減・負担軽減効果が図られること**
業務端末は、単独設置ではなく市町課に設置している端末を共同利用
※ 業務端末を単独設置する場合の利用件数の目安
 - ・住民票添付に替える場合：年間100件以上の利用
 - ・住民票の交付請求に替える場合(今回の事務)：年間200件以上の利用
⇒ 今回の事務については、年間200件以上の利用は見込まれないこと、
県庁内の課であることから、市町課に設置している端末を共同利用
- **住基ネット運用にあたってのセキュリティが確保できること**
利用所属については、住基ネット利用に先立ち、違反事例への罰則に関する関係諸規定の周知及びセキュリティ対策の確認を徹底する。

3 対応方向

上記のとおり検討した結果、行政の効率化を図ることが可能であること及びコスト削減・セキュリティ確保が可能であることから、上記事務を本人確認情報独自利用対象事務として追加したい。

4 今後の予定

平成27年3月 条例の改正(4月1日施行予定)
→平成27年4月以降、住基ネットの利用開始